

# 和歌山県立体育館及び武道館管理業務取扱要綱の新旧対照表

## 改正後の要綱（新）

## 改正前の要綱（旧）

（趣旨）

第1条 和歌山県立体育館設置及び管理条例(昭和39年和歌山県条例第20号)(以下、「体育館条例」という。)及び和歌山県立武道館設置及び管理条例(昭和44年和歌山県条例第11号)(以下、「武道館条例」という。)並びに前述両条例に係る施行規則に定める管理業務についての手続その他の事務処理は、別に定めがある場合を除き、この要綱に定めるところにより行うものとする。

（開館時間等）

第2条 和歌山県立体育館(以下、「体育館」という。)及び和歌山県立武道館(以下、「武道館」という。)の開館時間は、原則として午前9時から午後9時までとする。ただし、12月28日は、原則午後5時までとする。  
2 催しの内容等により、午前9時以前又は午後9時以降の利用が必要となった場合には、(公財)和歌山県スポーツ振興財団理事長(以下「理事長」という。)は、開館時間を延長することができる。  
3 前各項の規定にかかわらず、理事長は、特に必要があると認める場合であらかじめ和歌山県知事の承認を受けたときは、臨時に開館時間を変更することができる。

（開館日等）

第3条 体育館及び武道館は、12月29日から翌年の1月3日までの日を除き、毎日開館する。ただし、設備点検等の理由により施設の利用が出来ない場合には、臨時休館することができる。  
2 前項の規定にかかわらず、理事長は、特に必要があると認める場合であらかじめ和歌山県知事の承認を受けたときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

（行為の禁止等）

第4条 体育館及び武道館においては、次に掲げる行為をしてはならない。  
(1) 体育館及び武道館の施設及び設備を損傷し、又は汚損すること。  
(2) 指定された場所以外の場所へ車両等を持ち入れ、又は留め置くこと。  
(3) 指定された場所以外の場所にごみ、空き缶その他の汚物を投棄し、又は放置すること。  
(4) 善良な風俗を乱し、又は体育館を利用する者及び周辺住民に著しく迷惑をかけること。  
(5) 許可なく物品の販売等を行うこと。  
(6) 前各号に掲げるもののほか、体育館及び武道館の利用を妨げる行為をすること。  
2 理事長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、利用を拒否し、又は退去を命ずることができる。  
(1) 善良な風俗を乱すと認められる者又は他人に危害を加え、若しくは迷惑になる行為をする者。  
(2) 正当な理由がなく銃砲、刀剣類、爆発物その他の危険物を所持している者。  
(3) 和歌山県の事務及び事業における暴力団の排除に関する要綱第2条第7項に定める排除措置対象者。

（趣旨）

第1条 和歌山県立体育館設置及び管理条例(昭和39年和歌山県条例第20号)(以下、「体育館条例」という。)及び和歌山県立武道館設置及び管理条例(昭和44年和歌山県条例第11号)(以下、「武道館条例」という。)並びに前述両条例に係る施行規則(平成21年和歌山県教育委員会規則第15号。以下「体育館規則」という。及び平成21年和歌山県教育委員会規則第16号。以下「武道館規則」という。)に定める管理業務についての手続その他の事務処理は、別に定めがある場合を除き、この要綱に定めるところにより行うものとする。

（開館時間等）

第2条 和歌山県立体育館(以下、「体育館」という。)及び和歌山県立武道館(以下、「武道館」という。)の開館時間は、原則として午前9時から午後9時までとする。ただし、12月28日は、原則午後5時までとする。  
2 催しの内容等により、午前9時以前又は午後9時以降の利用が必要となった場合には、(公財)和歌山県スポーツ振興財団理事長(以下「理事長」という。)は、開館時間を延長することができる。  
3 前各項の規定にかかわらず、理事長は、特に必要があると認める場合であらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、臨時に開館時間を変更することができる。

（開館日等）

第3条 体育館及び武道館は、12月29日から翌年の1月3日までの日を除き、毎日開館する。ただし、設備点検等の理由により施設の利用が出来ない場合には、臨時休館することができる。  
2 前項の規定にかかわらず、理事長は、特に必要があると認める場合であらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

（行為の禁止等）

第4条 体育館及び武道館においては、次に掲げる行為をしてはならない。  
(1) 体育館規則第2条第1項各号に掲げる行為。  
(2) 武道館規則第2条第1項各号に掲げる行為。  
2 理事長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、利用を拒否し、又は退去を命ずることができる。  
(1) 体育館規則第2条第2項各号に掲げる者  
(2) 武道館規則第2条第2項各号に掲げる者  
(3) 和歌山県の事務及び事業における暴力団の排除に関する要綱第2条第7項に定める排除措置対象者。

<p>(4) 施設利用者に対する第三者からの騒じょう又は示威等により、近隣及び他の施設利用者に多大な迷惑を掛けると予想される者。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、<b>体育館及び武道館の管理上支障があると認められる者。</b></p>	<p>(4) 施設利用者に対する第三者からの騒じょう又は示威等により、近隣及び他の施設利用者に多大な迷惑を掛けると予想される者。</p>
<p>第5条～第6条 省略</p>	<p>第5条～第6条 省略</p>
<p>(体育館及び武道館の利用の承認)</p> <p>第7条 体育館又は武道館を利用しようとする者は、体育館利用申込書(別記第1号様式)又は武道館利用申込書(別記第2号様式)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。なお、武道館における期間を定めて体育・スポーツの練習に利用する場合の申請には、名簿を添付するものとする。</p> <p>2 前項の利用申込書は、次に定めるところにより事前に提出しなければならない。ただし、附属設備の利用については、利用日当日に提出することができる。</p> <p>(1) 利用しようとする日(利用しようとする期間が引き続いて2日以上であるときはその初日)の4月前(その日が第3条第1項に規定する休館日(以下「休館日」という。)に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休館日でない日)から当該利用日の3日前(その日が休館日にあたるときは、その日前においてその日に最も近い休館日でない日)の期間</p> <p>3 理事長は、前2項の規定に基づき体育館又は武道館を利用しようとする者から利用申込書の提出があったときは、申込内容を精査の上利用の可否を決定するものとし、次の各号のいずれかに該当するときは利用を承認せず、承認不可理由を記した文書を添え利用申込書を返還、利用を承認するのであれば、和歌山県立体育館利用承認書(別記第3号様式)又は和歌山県立武道館利用承認書(別記第4号様式-1又は第4号様式-2)を利用しようとする者に交付する。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき<b>その他第4条</b>に定める禁止行為に抵触するとき。</p> <p>(2) 体育館又は武道館の設置の目的に反すると認められるとき。</p> <p>(3) 体育館を1/2利用又は1/3利用する場合において、大会等での利用及び他面の利用に支障又は危険が生じる催し物のとき。</p> <p>(4) 武道館を1/2利用する場合において、大会等での利用及び他面の利用に危険又は支障が及ぶ可能性があるとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、体育館又は武道館の<b>管理及び運営上支障</b>があると認められるとき。</p> <p>4 理事長は前項の承認に体育館又は武道館の<b>管理及び運営上必要な条件</b>を付すことができる。</p>	<p>(体育館及び武道館の利用の承認)</p> <p>第7条 体育館又は武道館を利用しようとする者は、体育館利用申込書(別記第1号様式)又は武道館利用申込書(別記第2号様式)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。なお、武道館における期間を定めて体育・スポーツの練習に利用する場合の申請には、名簿を添付するものとする。</p> <p>2 前項の利用申込書は、次に定めるところにより事前に提出しなければならない。ただし、附属設備の利用については、利用日当日に提出することができる。</p> <p>(1) 利用しようとする日(利用しようとする期間が引き続いて2日以上であるときはその初日)の4月前(その日が第3条第1項に規定する休館日(以下「休館日」という。)に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休館日でない日)から当該利用日の3日前(その日が休館日にあたるときは、その日前においてその日に最も近い休館日でない日)の期間</p> <p>3 理事長は、前2項の規定に基づき体育館又は武道館を利用しようとする者から利用申込書の提出があったときは、申込内容を精査の上利用の可否を決定するものとし、次の各号のいずれかに該当するときは利用を承認せず、承認不可理由を記した文書を添え利用申込書を返還、利用を承認するのであれば、和歌山県立体育館利用承認書(別記第3号様式)又は和歌山県立武道館利用承認書(別記第4号様式-1又は第4号様式-2)を利用しようとする者に交付する。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき<b>その他<b>体育館規則第2条及び武道館規則第2条</b></b>に定める禁止行為に抵触するとき。</p> <p>(2) 体育館又は武道館の設置の目的に反すると認められるとき。</p> <p>(3) 体育館を1/2利用又は1/3利用する場合において、大会等での利用及び他面の利用に支障又は危険が生じる催し物のとき。</p> <p>(4) 武道館を1/2利用する場合において、大会等での利用及び他面の利用に危険又は支障が及ぶ可能性があるとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、体育館又は武道館の<b>管理及び運営上支障</b>があると認められるとき。</p> <p>4 理事長は前項の承認に体育館又は武道館の<b>管理及び運営上必要な条件</b>を付すことができる。</p>
<p>第8条～第13条 省略</p>	<p>第8条～第13条 省略</p>
<p>(体育館及び武道館の利用料金の減免等)</p> <p>第14条 体育館及び武道館を障害者、障害者団体等が利用する場合は、和歌山県が定めた「障害者等に対する県の施設使用料金減免要領」(以下「要領」という。)及び「障害者等に対する県の施設使用料金減免要領に係る使用料金減免承認のためのガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に沿って当該施設の利用料金を減免することとする。また、減免承認後の利用料金は、正規の利用料金の2分の1の額とする。</p> <p>2 基本協定書<b>第9条第2号及び第3号</b>の規定によりオリンピック代表候補選手及びオリンピック強化指定選手に係る利用料金を全額免除し、<b>国民スポーツ大会強化指定選手</b>に係る利用料金は半額免除するものとする。</p> <p>3 体育館を小学生、中学生、高校生、中等教育学校の生徒又はこれに準ず</p>	<p>(体育館及び武道館の利用料金の減免等)</p> <p>第14条 体育館及び武道館を障害者、障害者団体等が利用する場合は、和歌山県が定めた「障害者等に対する県の施設使用料金減免要領」(以下「要領」という。)及び「障害者等に対する県の施設使用料金減免要領に係る使用料金減免承認のためのガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に沿って当該施設の利用料金を減免することとする。また、減免承認後の利用料金は、正規の利用料金の2分の1の額とする。</p> <p>2 基本協定書<b>第8条第2号</b>の規定によりオリンピック代表候補選手及びオリンピック強化指定選手に係る利用料金を全額免除し、<b>国体強化選手</b>に係る利用料金は半額免除するものとする。</p> <p>3 体育館を小学生、中学生、高校生、中等教育学校の生徒又はこれに準ず</p>

ると認められる者がスポーツ、レクリエーションのために利用する場合（入場料等を徴収しない場合に限る）の利用料金は、正規の利用料金の2分の1の額とする。

4 第1項及び第2項の規定の適用を受けるものに対しては、前項の規定を適用しない。’

第15条～第22条 省略

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成22年5月6日から施行する。
- 3 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、令和1年11月5日から施行する。
- 7 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 8 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

ると認められる者がスポーツ、レクリエーションのために利用する場合（入場料等を徴収しない場合に限る）の利用料金は、正規の利用料金の2分の1の額とする。

4 第1項及び第2項の規定の適用を受けるものに対しては、前項の規定を適用しない。’

第15条～第22条 省略

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成22年5月6日から施行する。
- 3 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、令和1年11月5日から施行する。
- 7 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。